

寝屋川市子どもの健やかな成長のための 受動喫煙防止条例（素案）について

1 目的

子どもに受動喫煙を生じさせないための措置を講じることにより、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持を図る。

2 概要

- ・ 家庭等において喫煙する場合は、子どもと同室の空間で喫煙をしないようにしなければならない。
- ・ 子どもの周囲で路上喫煙をしないようにしなければならない。
- ・ 学校、児童福祉施設等の外周の道路及び通学路で喫煙をしないようにしなければならない。
- ・ 公園や広場で喫煙をしないようにしなければならない。
- ・ 「路上喫煙禁止区域」を指定し、区域内での喫煙を禁止する。
(市内4駅前広場・その周辺の路上を予定)

3 罰則

- ・ 区域内において、喫煙の中止命令に従わなかった場合には、1,000円の過料。

※ 指定喫煙場所での喫煙を除く。 ※ たばこには、加熱式たばこを含む。

4 パブリックコメントについて

令和元年12月2日から令和2年1月7日まで